

京都市告示第 504 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年1月31日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーション京都しんらい	上京区今出川通室町東入今出川町333番地 第2高橋ビル5A	平成17年12月1日
通所介護	洛和デイセンター四条西洞院	下京区西同院通綾小路下ル綾西洞院町760番地の1	平成17年7月1日
居宅療養管理指導	嶋田医院	東山区大和大路通五条下ル石垣町53番地の2	平成17年12月1日
居宅療養管理指導	佐藤歯科医院	左京区北白川別当町3番地の2	平成17年10月22日
居宅療養管理指導	(株)スギ薬局円町店	中京区西ノ京円町29番地の3	平成17年9月1日
居宅療養管理指導	大野歯科医院	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町3番地	平成17年10月7日
福祉用具貸与	京タンスケアサービス	西京区桂畑ヶ田町179番地	平成17年3月7日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)